

令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を鎌ヶ谷市役所303会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和3年4月9日（金） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 4名

- | |
|--------------|
| 事務局 長 佐山 佳明 |
| 事務局 次長 小川 史江 |
| 主任 主事 山田 亮 |
| 主任 主事 田中 絵美 |

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農用地利用集積計画について	3件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	8件
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について	5件
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	3件
報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	1件
報告第6号 軽微な農地改良の届出について	1件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に

達しておりますので、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

1番、鈴木有光委員

2番、奥山喜和子委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長 議長

浅海 議長 10番、山田芳裕班長

山田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。

3月31日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について2件、農用地利用集積計画について3件の計6件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は労働力が不足していることから農業経営の縮小を図り、譲受人は農業経営の拡大を目的として農地を取得するものです。

申請地は、畑5筆、合計面積525.91平方メートルです。
営農計画は、年間を通して大根・ネギ・ワケネギの作付けを行います。
譲受人の取得後の経営面積は2.6ヘクタール以上となり、年間の従事日数は250日で、専農従事者数は4名です。
また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。
以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。
大野 委員 議長
浅海 議長 大野辰夫推進委員
大野 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。
現地は、畑5筆、合計面積525.91平方メートルの普通畑として管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、農地の利用方法について確認したところ、水路側の農地は度々水没することから、必要に応じて盛土をするとともに、水路を管理する市に対し、水路の整備を要望していくとの回答でしたので、盛土を行う場合、軽微な農地改良の届出などが必要となる可能性があるため、事前に農業委員会に相談するよう伝えました。

次に、譲受人に、営農後3年間は農地転用できないこと、譲渡人に、所有する農地を今後はしっかり耕作するよう伝えました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1をご説明いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積861平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は土木建設業を営んでいますが、既存の資材置場が手狭となったことから、新たに資材置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧後、砂利敷きによる自然浸透とするとともに、周囲を土留鋼板で囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、事業所に近接しており、作業現場へのアクセスも良いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入で賄い、金融機関の預金通帳及び金融機関が発行する信用保証依頼書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長

浅海 議長 2番、奥山喜和子委員

奥山 委員 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

3月31日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積861平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、土地利用計画図に法面になっている箇所の記事が無かったことから、土地利用計画図にその旨記載したものと差し替えるよう指示し、本日、修正されたことを確認しました。

次に、周囲と高低差があることから、工事中は周辺水路等への土砂の流出や崩落事故に注意すること、前面道路は狭くなっていることから、工事期間中はもとより、完了後も車両の出入りの際は注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、開発指導室より、コンテナ・プレハブハウス等の建築物は建築できないこと、道路河川管理課より、市道等への砂利及び土砂の流出への対策を取り、流出があった際は清掃対応するよう通知依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積409平方メートルの内、29.06平方メートルです。

転用計画は、使用貸借による排水施設用地です。

申請理由は、現在申請人は夫婦で千葉市内のアパートを借りて居住していますが、出産を控え、現在の住宅では手狭となることから、父親が所有する宅地に住宅の建築を計画し、当該地と水路の間にある農地に排水管を埋設することにより、排水路を確保するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、排水管設置後は土を被せ、隣接する農地と一体として耕作する予定で、形質変更を伴わないことから、周辺農地へ

の被害はありません。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、建築する住宅及び水路に接しており、代替は効かないものと思われ

ます。

資金につきましては、金融機関からの借入れにより賄い、ローン仮審査案内書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、建築物新設許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われ

ます。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

浅海 議長 11番、石井正美委員

石井 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2の調査報告をいたします。

3月31日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積409平方メートルの内、29.06平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、転用後の土地利用方法について確認したところ、工事完了後は隣接する農地と一体で耕作するとの回答でした。

次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中はもとより、完了後も車両の出入りには注意すること、所有する農地は、今後も適正に耕作すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明書を提出するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議の

ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年3月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積4,859平方メートルの農地に、新たに使用貸借による3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等が無いことを、居住地の農業委員会からの経営実態証明書及び聞き取りにより確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑2筆、合計面積4,859平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、使用貸借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年3月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,809平方メートルの農地の使用貸借権の更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等が無いことを、居住地の農業委員会からの経営実態証明書及び聞き取りにより確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田推進委員

飯田 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積1,809平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に使用貸借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、11番、石井正美委員の退席を求めます。
(石井委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の5ページをご覧ください。
議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3でございます。
本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年3月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。
計画は、畑2筆、合計面積1,215平方メートルの農地の使用貸借権の更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。
また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。
以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

浅海 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3の調査報告をいたします。
現地は、畑2筆、合計面積1,215平方メートルの普通畑です。
本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に使用貸借権の設定を3年間行おうとするものです。
調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。
以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。
それでは、採決をいたします。
審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

浅海 議長 11番、石井 正美（いしい まさみ）委員の除斥を解きます。
（石井委員着席）

浅海 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。
続きまして、報告事項を議題とします。
第1号から第6号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につき
ましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これ
を受理いたしました。
続きまして、議案書の7ページから9ページまでをご覧ください。
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について8件、
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について5件の
合計13件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたの
で、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。
続きまして、議案書の10ページをご覧ください。
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきま
しては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていま
したので、会長専決により、証明書を発行いたしました。
続きまして、議案書の11ページをご覧ください。
報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきまし
ては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を
行ったところ、宅地となっていましたので、会長専決により非農地として回答
いたしました。
続きまして、議案書の12ページをご覧ください。
報告第6号 軽微な農地改良の届出について1件につきましては、内容及び
添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたし
ました。
以上です。

浅海 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長 これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。
以上で令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時25分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和3年5月7日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 有光

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子